

(別紙1)

策定における基本的な考え方

本内容は、現時点での想定であり、業務受託者の提案又は尾道市総合計画審議会での議論等により変更する場合がある。

1 基本的な考え方

(1) 尾道の強みを活かした持続可能なまちづくり

人口減少や少子高齢化が進展するなか、社会情勢の変化に対応しながら、「まち」が有する強みや魅力、将来の見通しやそれに対する考え方（ビジョン）を戦略的に示す。

住み続けたいまち、住んでみたいまちとしての信頼や評価を高め、選んでもらえる「まち」となるようシビック・プライドの醸成やシティプロモーションなどによる「まち」の強みや魅力の発信に取り組む。

(2) 実効性のある計画

①「尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した計画の作成

本市の新たな基本構想を踏まえた「尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した計画を作成するとともに、計画策定の基礎資料として、人口動向分析や将来人口推計を検討する。

②市民参画による計画策定

多様な市民参加の機会を設け、計画作成の段階から様々な市民や事業者等の意見を踏まえた計画づくりを行う。

③成果を評価できる計画（個別計画との整合）

市職員それぞれが基本構想を十分認識したうえで、個別計画の作成や施策に取り組むことにより、各種の取組みの目標（何を目指すのか）をより明確にし、目標の共有と的確な成果の評価につなげる。

2 計画の構成及び期間

(1) 構成（尾道市総合計画策定条例）

基本構想 目指すべき都市像やまちづくりの考え方及び基本的方向を示し、基本計画・実施計画の基礎となるもの

基本計画 基本構想に掲げる都市像を実現し、基本的方向に沿ったまちづくりを行うために必要な政策目標や施策を示すもの

実施計画 基本計画で定められた政策目標や施策を計画的かつ効率的に実施するための具体的な事業を示すもの

※ただし、従来計画の構成にとらわれることなく、「1 基本的な考え方」に基づく総合計画の策定に向けた計画の構成を検討する。

(2) 計画期間

基本構想の期間は、令和9年度から令和18年度の10年間（予定）とする。また、基本計画の期間は、基本構想を前期と後期の各5年間に分けるものとする。

ただし、基本構想の期間が策定の過程で10年間から変更した場合、基本計画の期間も変更となることがある。

3 策定体制

(1) 尾道市総合計画審議会

尾道市総合計画策定条例に基づき、基本構想の策定について必要な審議を行う市長の諮問機関。

（委員数40名以内。委託契約後、2年間で8回程度開催を想定）

(2) 尾道市総合計画策定会議

総合計画の試案策定及び総合計画に関する重要事項を審議する組織で、副市長及び教育長並びに部長級職員で構成する。

（委員数20名程度。委託契約後、2年間で8回程度開催を想定）

(3) 尾道市総合計画課長会議・計画主任会議

総合計画の策定に際し、職員各層の議論を経ることで、実効性のある計画とするため、条例及び規則の規定とは別に任意に組織し、課長級又は係長級で構成する。

（課長級60名程度、係長級60名程度。委託契約後、2年間で7回程度開催を想定）